

申1号 「労働条件向上に関する申し入れ」提出

JR東労組ステーションサービス協議会は、10月18日に申1号「労働条件向上に関する申し入れ」をJR東日本ステーションサービス会社に提出しました。

申1号の申し入れ内容は、職場の組合員が日頃の業務などで抱えている問題点を9項目にまとめ要求としました。今後、職場の組合員と共に要求実現に向け団体交渉を行います。

申し入れ内容

1. 安全を基礎に技術継承できる人事・賃金制度を確立すること。
2. 受託駅業務従事者数（エルダー社員、出向社員、プロパー社員）を支店ごとに明らかにすること。
3. 受託駅の標準数を明らかにし、助勤体制のルールを明確にするとともに安全、お客さまサービスの視点から助勤先を限定すること。
4. 本社・支店等の主催する出張・研修日程は、速やかに社員に伝えること。
5. 委託駅における異常時対応の手順および指揮命令系統を明らかにし、偽装請負を防止するために、駅務責任者配置箇所一覧および指揮命令系統図を提示すること。
6. 各ブロックに、安全指導等を強化するために駅務責任者を配置すること。
7. 旅客からの暴力行為を受けた社員の安全を最優先とした対応を図ること。
また、対応方マニュアルの作成と見舞金制度を確立すること。
8. エルダー雇用の場の確保のため、受託駅を無人化しないこと。
9. JR東日本ステーションサービス会社エリアの職務乗車証を支給すること。

全ての要求項目実現に

向けて頑張ろう

